

報告第十九号

専決処分した事件の報告について

江戸川区の私債権の管理に関する条例（平成十八年三月江戸川区条例第十三号）
第八条第一項の規定により、区の私債権について、別紙調書のとおり訴えを提起
したので、同条第二項の規定により報告する。

令和三年十一月二十四日

江戸川区長 齊藤 猛

訴えの提起調書(総括表)

No.1

債権の名称(担当部課)	訴訟物の価額	訴訟の件数
江戸川区三世代同居住宅資金貸付金 (福祉部福祉推進課)	1,074,874 円	1 件
合 計	1,074,874 円	1 件

訴えの提起調書

債権の名称 江戸川区三世代同居住宅資金貸付金
 担当部課 福祉部福祉推進課

No.2

番号	訴訟物の価額	専決処分日	訴えの内容				
			裁判所及び事件番号	訴えの提起日	債権発生日	貸付金額	当事者
1	1,074,874 円	令和3年7月21日	東京簡易裁判所 令和3年(ハ)第32971号	令和3年8月10日	平成15年4月30日	6,500,000 円	原告 江戸川区 被告 江戸川区民 (債務者) 被告 江戸川区民 (連帯保証人)
計	1,074,874 円	/	/	/	/	/	/